

議会の情報発信と情報通信技術（ICT）

—国際的動向と英国の事例を中心に—

武 田 美智代

- ① 国民代表機関である議会は、その活動について、自ら国民に対し、情報を公開する責務がある。透明性の実現は、民主的な議会に求められる民主主義の基本的な価値のひとつである。
- ② 近年は、議会の情報発信に当たり、情報通信技術（ICT）が果たす役割が大きくなっている。本稿では、民主主義の基本的価値実現のため、議会がICTをどのように活用しているかについて、特に議会の情報発信の現状を中心にその国際的動向を概観し、先進的事例として英国議会の近年の状況を紹介する。
- ③ 国際社会で、議会におけるICTの開発・支援に積極的な機関としては、主権国家の議会の国際組織である列国議会同盟（IPU）のほか、国連開発計画（UNDP）、世界銀行、欧州連合等が挙げられる。中でもIPUは、国連事務局経済社会局と共同で「議会におけるICTグローバルセンター」を立ち上げ、議会の役割の強化、議会間の協力等にICTを活用することを意図して、積極的に活動している。同センターは、2007年に第1回の世界電子議会会議を主催、同年、各国議会に調査票を送付し、2008年、議会におけるICT利用の現状をレポートにまとめた。前記レポートの成果を踏まえて、同じ2008年には、第2回の世界電子議会会議が開催されている。
- ④ 主権国家のレベルで、議会の情報発信に積極的に取り組んでいるのが英国議会である。「議会を国民とつなぐ」をキーワードに、下院の現代化特別委員会等で、近年様々な改革提言が出されている。その具体的な成果として、ウェブサイトの大幅な改修、インターネットで提供するコンテンツの拡充、青少年向けの情報発信の強化等が挙げられる。
また、議会においてICT利用を支える組織の再編も実施され、現在は両院を離れた独立の議会内組織として、議会情報通信技術部（PICT）が両院の議員やスタッフにICTサービスを提供している。
- ⑤ 政治に対する無関心の増大、投票率の低下等は、近年、我が国も含め、各国で見られる状況である。議会が国民に対して、その活動に関する十分な情報を提供することは、政治に対する国民の不信感を払拭するためにも重要なことであり、ICTは、そのような動きを後押ししていると言える。

議会の情報発信と情報通信技術（ICT） —国際的動向と英国の事例を中心に—

海外立法情報調査室 武田 美智代

目 次

はじめに

I 情報通信技術の進展と議会—最近の国際的動向

- 1 「議会におけるICTグローバルセンター」
- 2 『世界電子議会レポート2008』
- 3 世界電子議会会議2008

II 国民とつながる議会—英国議会の試み

- 1 情報化の経緯—1990年代まで
- 2 近年のICTをめぐる改革動向

おわりに

はじめに

民主的な議会には、代表性、透明性、アクセスのしやすさ、アカウントビリティ、効率性等、民主主義の基本的価値の実現が求められている⁽¹⁾。中でも透明性の実現のためには、議会が国民に開かれ、その活動が国民の目に見えるものでなければならない。具体的には、議事録の国民への公開、議事日程の公表、WWW (World Wide Web) のような使いやすいツールが利用できること等に加え、議会が自らの広報官と施設を所有することが挙げられる⁽²⁾。議会の活動について国民に情報を提供するのには、独立のメディアの関心事ではなく、議会そのものの責任であり、議会の活動になじみのない大多数の人々に議会を理解してもらうために重要なことである。そのような意味で、国民とその代表者との双方向のコミュニケーション技術であるインターネットのような通信技術の進展は、議会が国民に対して情報を提供するにあたり、大きな役割を果たしていると言える。

近年、各国議会では、情報通信技術

(Information and Communication Technology: ICT) を活用して、議会制と民主主義に関する国民の理解を深めるため、国民に対する情報発信を積極的に実施している。また国際的な文脈では、主権国家の議会の国際組織である列国議会同盟 (Inter-Parliamentary Union: IPU)⁽³⁾ が国際連合事務局経済社会局 (United Nations Department of Economic and Social Affairs: UNDESA) と共同で、「議会におけるICTグローバルセンター」を立ち上げ⁽⁴⁾、活発に活動している(後述)。また議会におけるICTの開発支援については、IPUのほかにも、国連開発計画 (United Nations Development Programme: UNDP) や世界銀行⁽⁵⁾、欧州連合等の国際機関も積極的にかかわっている。たとえばUNDPは、4つの重点活動分野のひとつである「民主的ガバナンス」分野で、『ICT利用を通じた議会の権限強化』⁽⁶⁾ と題する報告書を公表している。報告書では、電子議会 (e-Parliament) を、立法機能、国民代表機能、行政監視機能といった議会の主要な機能及び活動を拡充・強化するため、議会制度にICTを活用することと定義している⁽⁷⁾。

本稿では、国民代表機関としての議会が、民

(1) David Beetham, *Parliament and Democracy in the Twenty-First Century: a guide to good practice*, Geneva: Inter-Parliamentary Union, 2006, pp.7-11.

(2) *ibid.*, p.10.

(3) 平和と諸国民間の協力推進を図ること、代議制諸制度の確立に資することを目的として、英仏両国議員の提唱により1889年6月、第1回会議がパリで開催された。当時は、9か国96名が参加。現在は154の加盟国、8の準加盟機関(欧州議会等)で構成されている。'What is the IPU?' IPUウェブサイト<<http://www.ipu.org/english/whatipu.htm>>; 「IPUの概要」参議院ウェブサイト<<http://www.sangiin.go.jp/japanese/koryu/kokusaikaigi/h20kokusaikaigi01-02.pdf>> 以下、インターネット情報は、すべて平成21年3月10日現在である。

(4) "UN Launches Global Initiative for ICT in Parliament at Information Society Summit," *Press Release PI/1691*. <<http://www.un.org/News/Press/docs/2005/pi1691.doc.htm>>

(5) たとえば世界銀行では、議会のICT利用に関連して、次のようなペーパーを刊行している。Tess Kingham, *e-Parliaments: The Use of Information and Communication Technologies to Improve Parliamentary Processes*, World Bank Institute, 2003. <http://www-wds.worldbank.org/external/default/WDSContentServer/WDSP/IB/2004/07/02/000009486_20040702125144/Rendered/PDF/286410E1parliaments0WBI0WP.pdf>; Toby Mendel, *Parliament and Access to Information: Working for Transparent Governance*, World Bank Institute and Commonwealth Parliamentary Associations, 2005. <http://siteresources.worldbank.org/WBI/Resources/Parliament_and_Access_to_Information_with_cover.pdf>

(6) UNDP, "Empowering Parliaments through the Use of ICTs," March 2006. <<http://sdnhq.undp.org/e-gov/e-parl/e-parl-report-final-printer.pdf>>

主義の基本的価値実現のためICTをどのように活用しているか、特に議会の情報発信の現状を中心に、まず、その国際的動向を概観する。さらに国家レベルの具体的な事例として、「議会将国民とつなげる」(connecting Parliament with the Public) をキーワードに、ICTの利用も含め、議会の情報発信の強化に向けた努力を続けている近年の英国議会の動向を紹介する。

I 情報通信技術の進展と議会—最近の国際的動向

1 「議会におけるICTグローバルセンター」

IPUは、従来から各国議会間の情報伝達手段として、インターネットのような最新の通信技術の利用促進に積極的であった。そのウェブサイトは、インターネットを通じて議会情報を広めるために不可欠なツールとなっている。またIPUが開発した議会関連のデータベースは、各国議会の情報を入手できるサイトとして現在ではとりわけよく知られたものとなっている⁽⁸⁾。

2003年10月に開催されたIPUの第109回総会では、議会の活動の効率性、透明性の増大と有権者とのよりよいつながりを目指して、また2国、3国の議会間の関係や協力を拡充し、議会制民主主義や外交的手腕を増進するため、新たな情報通信技術を利用することが決議された⁽⁹⁾。またIPUは、UNDESAとともに、2005

年11月チュニス(チュニジア)で開催された世界情報社会サミット(World Summit on the Information Society: WSIS)⁽¹⁰⁾で、「議会におけるICTグローバルセンター」(Global Centre for Information and Communication Technologies in Parliament: 以下「センター」とする。)を立ち上げた。

センターは、①WSISの成果を考慮し、ICT関連の立法の促進を通じて、情報社会の進展の中で議会の役割を強化すること、②議会のプロセスを現代化し、透明性、アカウンタビリティ、参加を増大し、議会間の協力を改善するための手段として、ICT利用を促進すること、を主要な目的として挙げている⁽¹¹⁾。センターは、その国の経済発展のレベルにかかわらず、世界中の議会を通じて、知識の共有、活動の調整、技術的支援、そして情報と資源を蓄積する枠組みを提供することによって、これらの目的を遂行することを意図している。

センターの管理運営の中心となっているのは、各国議会の議長、IPU議長、そしてUNDESAの事務次長によって構成される理事会である(2009年2月現在10名)。理事会には、各国議会事務総長会(Association of Secretaries General of Parliaments: ASGP)⁽¹²⁾の議長も顧問として参加している。理事会は、センターの活動計画を承認し、将来の方向を議論するため、年に1度会合を持つことになっている。2006年11月には、

(7) *ibid.*, pp.5-6.

(8) 現在利用できるのは、各国議会に関するデータベースで、議会の存在する世界188か国の議会制度、選挙制度、選挙結果等に関する情報を集めたPARLINE及び女性と政治に関する文献情報のデータベース(Women in Politics)の2つである。IPUウェブサイト<<http://www.ipu.org/english/home.htm>>

(9) "The contribution of new information and communication technologies to good governance, the improvement of parliamentary democracy and the management of globalization," Resolution adopted unanimously by the 109 Assembly, 3 October 2003. <<http://www.ipu.org/conf-e/109-3.htm>>

(10) 2001年12月21日の国連総会決議56/183により開催が決定した。情報社会についての共通のビジョンの確立と理解の促進、ビジョンの実現に向けた戦略的行動計画の策定等のため、各国政府首脳、国連専門機関、民間部門、NGO等広範な分野の参加を得て、2003年ジュネーブで(第1段階)、さらに2005年チュニスで(第2段階)開催された。WSISウェブサイト<<http://www.itu.int/wsis/basic/about.html>>

(11) 'Mandate and Objectives,' Global Centre for ICT in Parliamentウェブサイト<<http://www.ictparliament.org/index.php/mandate-and-objectives>>

ローマ（イタリア）にセンターの事務所が開設された。センターのパートナーとして、国際機関ではIPU及びUNDESA、議会では中国全国人民代表大会、エジプト人民議会、欧州議会、ハンガリー国民議会、イタリア議会（上下両院）、全アフリカ議会（Pan-African Parliament）、フィリピン議会（下院）等、開発関連のパートナーでは、米州開発銀行（Inter-American Development Bank）、イタリア外務省、オランダ外務省、その他にASGP、国際図書館連盟議会図書館分科会（The International Federation of Library Association and Institutions, Section on Library and Research Services for Parliaments）等が挙げられる⁽¹³⁾。

センターは、毎年、パートナー機関とともに世界電子議会会議（World e-Parliament Conference）を開催している。第1回の会議（World e-Parliament Conference 2007）は、2007年10月、IPU及びUNDESA、ASGPが共同で企画し、ジュネーブ（スイス）で開催された⁽¹⁴⁾。「議会プロセスにおけるICTの挑戦と利益」という副題のついた同会議では、ICTを利用する各国議会の議員やスタッフ、IT担当者、学識経験者、国際機関の代表等、70以上の国からメンバーが集まり、議会運営過程の現代化や議会、議員、市民の間の対話の改善のため、新しい技術をどのように使うか、相互に意見を交換し、その体験を共有した。ICT利用の成功の要因として、明確なビジョン、戦略プラン、議会関係

者の継続的な取組み、ICTスタッフと議会関係者の訓練、そしてICT専門家と図書館員や主要な運営機関（二院制の場合はそれぞれの議院）の間の協調が重要であるとされた。

会議で繰り返されたテーマの1つは、最終的な議会文書公開基準、協同のソフトウェア開発及び議会ウェブサイトのような領域で、最良の経験を共有する必要性についてであった。会議では多くの先行事例の存在が示されると同時に、議員のためのモバイルコンピューティングのような新たな領域の出現も指摘された。IPUは、センターを通じて、各国議会の間で最良の実践の開発、実施、共有について、地域的にも、また国際的にも積極的に協力するとした⁽¹⁵⁾。この会議の成果は、2008年2月に刊行された『世界電子議会レポート2008』⁽¹⁶⁾に盛り込まれることになった。

2 『世界電子議会レポート2008』

(1) 概要

『世界電子議会レポート2008』（以下「レポート」とする。）は、センター及びIPU、UNDESAの共同事業としてまとめられた。その背景には、近年各国議会が、ICTの開発を、自らの持つ多くの機能を支援し、その制度を現代化するために活用し始めたこと、そしてIPUその他の国際的機関が、立法府におけるICTの適用について各国議会を支援してきたという事実があった。しかし最近まで、議会が責任を有する一連の活

(12) IPUの諮問機関。IPU加盟の有無にかかわらず、各国議会の事務総長の間での個人的接触を増進する機関で、各国議会の活動を学び、その改善に向け協力する。IPUの求めに応じて、その活動を支援する。'ASGP in Brief,' ASGPウェブサイト <<http://www.asgp.info/en/aboutasgp/asgpbrief>>

(13) 'Our partners' Global Centre for ICT in Parliamentウェブサイト<<http://www.ictparliament.org/index.php/partners>>

(14) World e-Parliament Conference 2007 and related meetings, 10-11-12 October 2007. Global Centre for ICT in Parliamentウェブサイト <<http://www.ictparliament.org/worldparliamentconference2007/index.htm>>

(15) この会議の記録は、次のページからダウンロードが可能である。<<http://www.ictparliament.org/worldparliamentconference2007/WePconferenceReport.pdf>>

(16) United Nations Department of Economic and Social Affairs, Inter-Parliamentary Union and the Global Centre for ICT in Parliament, *World e-Parliament Report 2008*, 次のページからダウンロード可能 <http://www.ictparliament.org/index.php?option=com_content&task=view&id=245>

動にICTがどのように用いられたか、グローバルな視点からの評価はなされてこなかった。そのため、レポートの刊行は、各国議会間で共有されるナレッジベース（知識をコンピュータで利用できる形式にして蓄積したもの）の進展及びそれに関する国際的議論の促進を意図して行われた。

レポートの目的は、①議会におけるICT利用の信頼すべき指針を示すこと、②各国議会の間、学んだ教訓と良き実践を共有する機会を提供すること、③レポートで示された分析や発見が、議会間の協力で携わり、各国の立法機関がその本来的任務を遂行するよう支援している議会、多国間機関、開発機関、ドナーそして専門家等に有益な情報として役に立つこと、の3点であった。このレポートでは、ICTを通じて、より透明性が高く、アクセスしやすく、説明できる能力を与えられた立法府を電子議会（e-Parliament）と定義した上で、電子議会が、質の高い情報や、議会文書・議会活動への頻繁なアクセスを提供することで多様な人々を社会生活により関与させることを可能にしていると指摘している。

レポートの素材となったのは、前年の2007年7月から12月にかけて、センターが各国議会に対して行った調査の結果である。この調査は、項目ごとに、各国議会におけるICT利用の実態についてマークシート方式の調査票に記入し回答するもので、センターは、世界188か国の議院263（一院制、二院制の両方を含む）及び2つの地域議会に調査票を送付し、89か国、105の議院から回答を得た。その内訳は、一院制議会からの回答が48、二院制議会からが56、そして地域議会からが1（欧州議会）であった⁽¹⁷⁾。

調査のテーマは8項目にわたっている。具体的には、①ICTの監視、管理、計画、②サービス、インフラ、アプリケーション、資源（人員及び予算）、③法案や修正案を作成するシステム、④法案や修正案以外の文書を作成するシステム、⑤立法活動の記録と追跡（tracking）、⑥知識管理：図書館と調査サービス、⑦議会と市民のためのウェブサイト、⑧市民と議会間のコミュニケーションを支援するシステム、で、151の質問項目が用意された。レポートは、この調査を中心に、2007年の世界電子議会会議における議論及び公表されている各種文書類等を素材としてまとめられた。200ページを超えるレポートの内容すべてを詳細に論じる余裕はないが、議会の情報発信機能に注目して、議会のウェブサイトの役割に関する部分を簡単に紹介する⁽¹⁸⁾。

(2) ウェブサイトの役割

議会の日常的な活動に関する情報を提供するウェブサイトは、立法府にとって、そこにいる議員やスタッフの活動を支援するだけでなく、市民への情報提供、選挙区や市民社会との意思の疎通を行う主要な手段となっている。言い換えれば、議会のウェブサイトは、議会の民主的価値である代表性、アカウントビリティ、アクセスのしやすさ、透明性、効率性を支援する重要な役割を担っていると言える。IPUによれば、2000年4月1日段階で101か国の議会がウェブサイトを持っており、その割合は全議会数の57%に上ると言われていた⁽¹⁹⁾。その7年後の2007年の調査結果をまとめた本レポートでは、調査に回答した議会の95%がウェブサイトを持っていることがわかり、残る5%の議会も計画

(17) ちなみに、我が国の衆議院、参議院も、この調査に協力している。"Parliaments and chambers participating in the survey," *ibid.*, p.6.

(18) *ibid.*, pp.87-110.

(19) "Guidelines for the Content and Structure of Parliamentary Web Sites," Approved by the Inter-Parliamentary Council at its 166th session (Amman, 6 May 2000), p.3. <<http://www.ipu.org/cntr-e/web.pdf>>

中もしくは検討中との回答で、議会のウェブサイトが、その活動に不可欠なものとなってきたことがわかる⁽²⁰⁾。調査結果を紹介する前に、調査に用いられた指標としてのガイドラインについて触れておく。

IPUは、1998年当時ウェブサイトを持っていた82か国の加盟国議会について詳細な調査を実施し、その内容と構造面の特徴を調べ、利便性を評価している。その成果は、『議会のウェブサイトの内容と構造に関するガイドライン』(以下「ガイドライン」とする。)⁽²¹⁾として2000年に刊行された。このガイドラインによれば、議会のウェブサイトに含まれるべきコンテンツとして、①議会の構造に関する一般的情報：議会の構成、議事規則、憲法のテキスト等、②選挙制度、政党グループ(会派)：投票の仕組み、選挙区、直近の選挙結果等、③立法過程と関連の文書：議事日程、立法過程の概要等、④議長：現在の議長のデータ、議長の権限等、⑤議員：議員のアルファベット順リスト、選挙区ごと、政党ごとの議員リスト、各議員の連絡先等、⑥議会機関：議会委員会、小委員会等、⑦刊行物：刊行物や文書のリスト、入手方法等、の7つの項目が挙げられている⁽²²⁾。このガイドラインは、現在では部分的に更新の必要があるものの⁽²³⁾、いまだに有効な指針となっており、レポートの素材となった2007年の調査でも、質問項目に使われている。

次に、レポートで報告された調査結果のいくつかを紹介する。

(i) ウェブサイトに搭載される情報

調査の中では、前述のIPUのガイドラインに

示されていたような、議会のウェブサイトに掲載するのが適当なコンテンツが挙げられている。その結果は、図1のとおりである。多くのウェブサイトが、IPUのガイドラインを満たしていたが、中でも、議員名のリスト、議会の構成と機能の概要、議会の活動と任務・責任の概要といった情報は各国に共通して見られるものであった。それに反して、ガイドラインで提示されているにもかかわらず、サイトに含まれている割合が少ないコンテンツとして、委員会報告や記録、ヒアリング、採決等最新の立法活動に関係する文書類のデータベース、提出法案や議会文書等の全文が検索できるサーチエンジン、議会の各機関の活動に関する統計、選挙法のテキストや選挙手続の説明、議会の建物のガイドツアー、FAQ(よく出る質問とその回答)等が挙げられている。これらが含まれるウェブサイトを構築しているのは、回答した議会の60%以下であり、FAQに至っては、36%の議会が提供しているのみという調査結果であった。レポートは、とりわけ委員会報告や記録等のデータベース、サーチエンジンの欠如を重視しているが、この現象は低所得レベルの諸国の立法機関に顕著に見られることがわかっている。

実際にウェブサイトを利用可能な文書類は、図2に示すとおりである。これによれば、本会議関連の文書(議事日程、討論、会議録)は、回答した議会の70%以上が提供していた。本会議は、すべての議員にとって政治的に重要なものであり、立法過程でも無視できないことが、その背景にあると考えられる。これに対して、ウェブサイトで提供している割合が少なかったのは、委員会関連の文書と議会の解説的文書類で

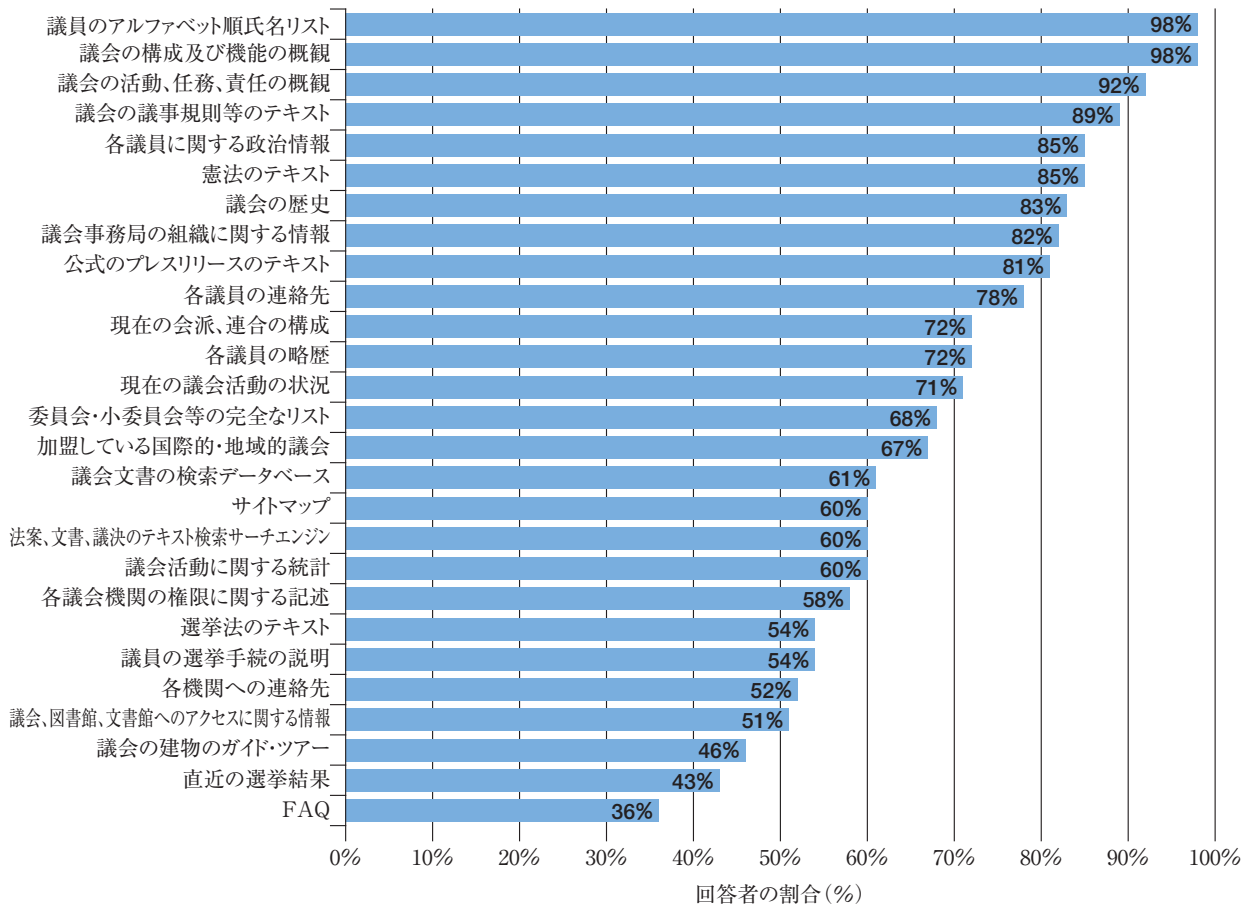
(20) *op.cit.* (16), p.88.

(21) *op.cit.* (19)

(22) *ibid.*, pp.6-11.

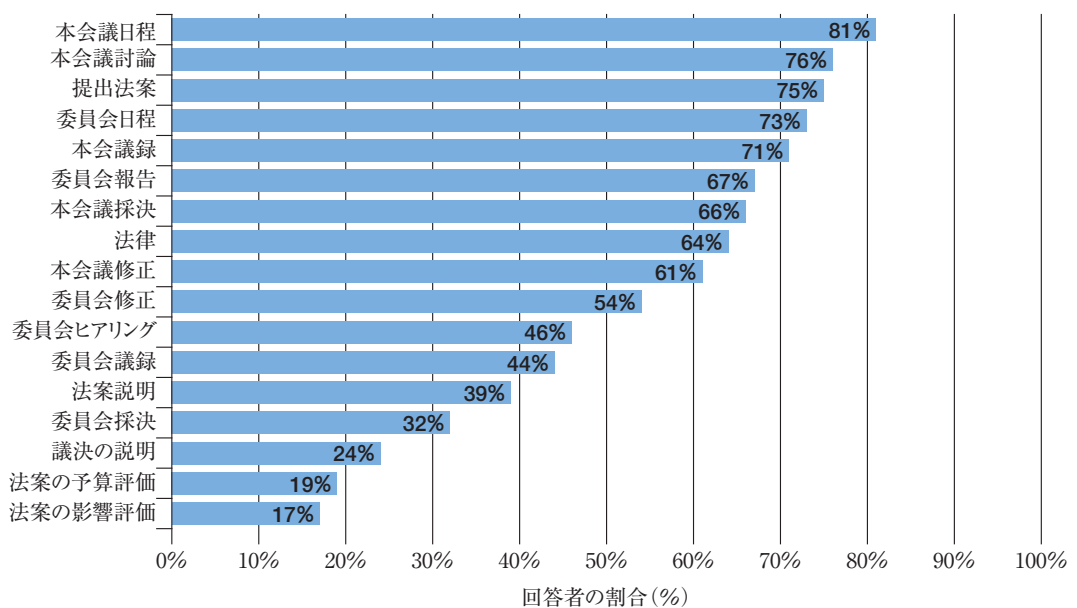
(23) ガイドラインの序文に「インターネット技術は常に発展しているので、将来の開発の観点から、ガイドラインのレビューと更新が必要になろう」とあるように、現在センターの作業委員会(Working Group on Guidelines for Parliamentary Websites)が、新たなガイドライン策定に向けて作業を継続している。<<http://www.ictparliament.org/index.php/component/content/article/355-working-groups?tmpl=component&print=1&page=>

図1 議会のウェブサイトに含まれる情報の種類



(出典) United Nations Department of Economic and Social Affairs, Inter-Parliamentary Union and the Global Centre for ICT in Parliament, *World e-Parliament Report 2008*, p.96. <http://www.ictparliament.org/index.php?option=com_content&task=view&id=245>

図2 ウェブサイトで利用可能な文書類



(出典) United Nations Department of Economic and Social Affairs, Inter-Parliamentary Union and the Global Centre for ICT in Parliament, *World e-Parliament Report 2008*, p.96. <http://www.ictparliament.org/index.php?option=com_content&task=view&id=245>

あった。委員会文書のうち、ウェブサイトで利用できる割合がもっとも高いのが委員会報告で67%であり、その他の委員会関連文書は30～40%台にとどまっている。いくつかの議会では、委員会の役割が小さく、結果的に書類が少ない可能性もあり、さらなる調査が必要と考えられる。また、法案説明、法案の影響評価等の解説的文書がウェブサイトで利用できるのは、調査に回答した議会の10%台から30%台と低い数値にとどまるが、この数値を上げていくことが、議会が市民とのコミュニケーション改善を図っていく指標となると言えよう。

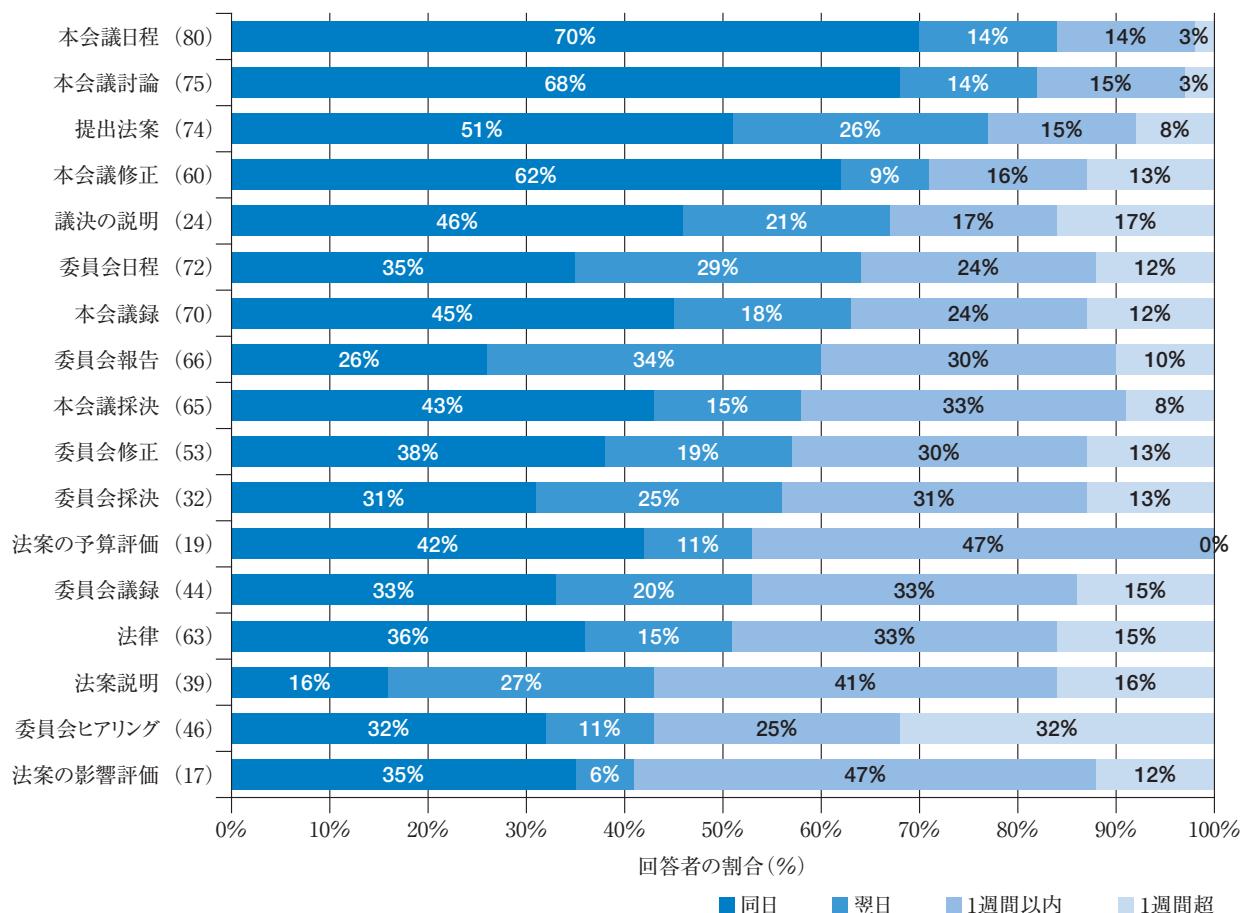
(ii) 文書が利用できるまでの期間

議員及び市民の双方にとって、ウェブサイト

の質と価値を評価する主要な基準は、その情報が時宜を得たものか否かということである。ウェブサイトに掲載されるまでの期間を示したのが、図3である。これによれば、80%以上の議会が、本会議の日程と討論について、情報発生の同日または翌日には提供していることがわかる。他に提出法案、本会議修正、委員会日程等も即日に提供される割合が高い。議会日程は迅速に提供しなければならず、その点、調査が示す結果は妥当なものである。それに対して、委員会文書がサイトに掲載されるのは比較的遅く、まったく掲載されない場合もあった。

レポートでは、何年分の議会文書がデジタル形式で利用できるかの調査も行った。その結果は、表1に示すとおりである。この調査では、

図3 文書がウェブサイトに掲載されるまでの期間



(注) () 内の数字は、ウェブサイトで文書を提供している回答者の数を表す。小数点以下の処理によって全体に占める割合の合計が100%にならないこともある。

(出典) United Nations Department of Economic and Social Affairs, Inter-Parliamentary Union and the Global Centre for ICT in Parliament, *World e-Parliament Report 2008*, p.98. <http://www.ictparliament.org/index.php?option=com_content&task=view&id=245>

表1 文書がデジタル形式で利用できる期間

文書の種類	デジタル形式で利用できる年数	議会存続年数に占める左記期間の割合	無回答又はデジタル形式で利用できない割合
提出法案	20年	40%	34%
本会議修正	18年	41%	50%
委員会報告	17年	38%	46%
委員会議録	14年	34%	56%
委員会ヒアリング	15年	35%	63%
本会議録	21年	44%	42%
本会議討論	24年	43%	40%
本会議採決	18年	34%	48%
法律	29年	48%	51%

(出典) United Nations Department of Economic and Social Affairs, Inter-Parliamentary Union and the Global Centre for ICT in Parliament, *World e-Parliament Report 2008*, p.99. <http://www.ictparliament.org/index.php?option=com_content&task=view&id=245>

歴史ある議会ほど、デジタル形式の議会文書の完全なセットを持つことが難しくなっている事実が明らかになった。過去の紙資料をすべてデジタル化することは、経費がかかるとともに作業上も気の遠くなるようなプロセスを経る必要がある。むしろ歴史の浅い議会の方が、文書のデジタル化を迅速に開始できるし作業量も少なくて済むという有利な点があると言える。この調査においても、デジタル化が進んでいるのは法律、本会議録等で、委員会関連資料のデジタル化はあまり進んでいない実態が見て取れる。

レポートでは、議会のウェブサイト以外にも、議会におけるICTのビジョン、インフラ、立法過程の文書化、議会のためのナレッジベース構築、議会と市民の対話の拡充等について、調査結果をもとに現状分析が行われた。最終的にレポートは、ICTによって実現可能なことと議会がこれまでに実現したこととの間には、大きなギャップがあると結論づけている。その一方、調査の結果、多くの議会はその目標と活動を支援するためICTの利用を改善する計画を持っていると指摘している。各国議会の2007年世界電子議会会議への高い参加率、そして同年実施された調査に対する熱心な反応は、議会がICTの戦略的重要性について認識していることを示している。なお次回のレポート刊行は2010年に予

定されており、その前年の2009年には、報告の基礎となる各国議会のICT利用の調査も、再度行われる予定である。

3 世界電子議会会議2008

2008年の世界電子議会会議（World e-Parliament Conference 2008）は、前年の世界電子議会会議2007及び前述の『世界電子議会レポート2008』の成果を踏まえて、2008年11月にブリュッセル（ベルギー）の欧州議会を会場に開催された。この会議は、センターとUNDESAとともに、欧州議会が共催した。会議では、ICTを議会業務や公の政策決定過程における市民参加を改善する手段として利用している各国議会人、事務総長、事務局職員のほか国際機関の専門家等が参加した。2007年の会議を上回る90か国以上の各国議会に加え、国際機関や議会関係機関等から合わせて140以上の機関がブリュッセルに集まり、その人数は約400名に上った。参加者は、ICTの日常的利用による挑戦と利益、成功例の分析、学習によって得た実践と教訓等について、意見を交換した⁽²⁴⁾。

またこの会議では、IPUが2000年に刊行した議会のウェブサイトに関するガイドラインについて、その後の新しい技術の進展と実践の成果を踏まえて内容を更新した改訂案が提示され

た⁽²⁵⁾。改訂の背景として、議会のウェブサイトが、市民にとって立法活動を考察する最も重要な窓のひとつとなっていること、そして立法府の役割と責任に関する一般の理解を高めるため、ウェブサイトは、議会が市民に伝えることのできる積極的な方法を提供しているとの認識があった⁽²⁶⁾。改訂にあたっては、提供される情報の質の重要性、とりわけ正確さ、適時性、完全性、明快さに言及すべきであるとされている。また多くの議会では、委員会が立法、行政監視の過程で主要な役割を担っていることから、その記録はガイドラインの改訂版に含めるべきと指摘されている。

改訂の背景には、近年の情報環境の進展がある。現在では、議会の公式のウェブサイトが、市民や議員にとって立法関連の情報を得る唯一の情報源とはなっていない。公共政策や立法・行政監視問題を取り扱ったウェブサイトが、市民団体やロビー活動を行うグループ、政党や民間会社等によって維持されるようになり、それらにはしばしば、議会活動に関する見解やコメントが含まれている。このように、公共政策に関する情報や意見の発信源が増加することは、立法府の公式サイトが信頼すべき無党派のサイトであり、適時に正確に総合的情報を提供するという重要性を認識させることになっている。議会のウェブサイトは、市民と議員の双方とともに成長し、技術の進歩に遅れを取らず、議会

の目標を支援するため、よく管理、サポートされることが求められているのである。センターの後援のもとに、専門家や利益団体との協議が続いているガイドラインの改訂は、2009年2月までには終了する予定である⁽²⁷⁾。

センターの上級顧問であり、レポート執筆の中心人物でもあったジェフリー・グリフィス氏 (Jeffrey Griffith)⁽²⁸⁾ は、会議初日に行われた「議会におけるICTの状況—国際的な見地から」と題する講演の中で、レポートの内容について紹介するとともに、電子議会の重要な役割として、①立法、行政監視、代表の3つの責務を果たすこと、②透明性、アカウントビリティ、効率性という目標を達成すること、③グローバルな情報社会で積極的な当事者となること、を挙げ、運営面、技術面からの提言を行った。運営面では、内外のすべての利害関係者が参加し、戦略プランを立て、強力な管理運営を促進し、スタッフに投資し、すべてのレベルで協力を促進することが、同様に技術面では、議会文書・情報の組織化の実施、典拠が確かでアクセスしやすい時宜を得たウェブサイトの構築、すべての立法府内の文書の公開基準の採択、統一的なナレッジベースの構築等が挙げられている。さらに電子議会に携わるスタッフは、良く訓練され支援され、立法府の本質を理解していなければならないとした⁽²⁹⁾。

会議最終日、センターの執行責任者であるジ

(24) 'World e-Parliament Conference 2008' <<http://www.ictparliament.org/worldparliamentconference2008/>>

(25) "A proposal for a revised set of guidelines for Parliamentary Website" <http://www.ictparliament.org/worldparliamentconference2008/documentation/EN_Guidelines.pdf>

(26) *ibid.*, p.2.

(27) Gherardo Casini, "Conclusion remarks by the Executive Coordinator of the Global Centre for ICT in Parliament" <<http://www.ictparliament.org/worldparliamentconference2008/Presentations/Conclusionremarks.pdf>>

(28) 元米国議会図書館調査局立法情報システム調整官。米国議会の立法情報システムについて、我が国で講演した次の記録がある。Jeffrey Griffith 「講演 米国連邦議会の立法情報システムについて—LISとTHOMAS」『国立国会図書館月報』482号, 2001.5, pp.4-12.

(29) Jeffrey Griffith, "The State of ICT in Parliament: A Global Perspective," Presentation of the World e-Parliament Conference 2008. <http://www.ictparliament.org/worldparliamentconference2008/Presentations/1_inauguration_and_plenary/Griffith.pdf>

ェラルド・カジーニ氏 (Gherardo Casini) は、閉会の挨拶で会議全体を総括した⁽³⁰⁾。具体的には、各国議会の議長やメンバーに対して、来る何年かのうちに民主主義の質を改善し民主的制度の発展を進めるため、国内及び国際レベルの両方で、電子議会を育成する強い政治的意思を行使するよう呼びかけた。そして、2020年までに、すべての国で立法過程のあらゆる段階において、信頼性の高いタイムリーで完全な情報にインターネットでアクセスできるようになるため、投資を加速すべきとした。さらに、立法文書のシステムとXML (extensible markup language)⁽³¹⁾ 標準の利用は、議会を支援するナレッジベース構築において重要な構成要素となると強調した。また、議会は新しいメディアを通じて市民とかかわる試みを行っているが、新しい双方向の技術が急速に進展しつつあることからすれば、議会はその経験を十分に評価し、その成果を他の議会と共有し、民主主義のプロセスに市民がより完全にかかわる機会を模索し続けるよう求められている、としている。次に紹介する近年の英国議会における情報サービスの進展は、その具体的な事例とも言えるべきものである。

II 国民とつながる議会—英国議会の試み

1 情報化の経緯—1990年代まで

英国議会の情報化は、1980年代に始まり、イ

ンターネットが世界中を席卷し始めた1990年代から大きく進展した。特に近年は、議会の活動になじみのない多くの人々が議会の制度や活動を理解できるよう、議会自らが主体的に情報発信に努めている。この間の主要な動きをまとめたのが、表2である。

下院におけるICT利用の先駆けとなったのは、1980年10月以降稼働を開始した議会オンライン索引サービスシステム (Parliamentary Online Indexing Service: POLIS)⁽³²⁾ であった。POLISは、両院議員が必要とする多くの情報資源を組織化した図書館データベースで、議事録その他の議会資料、法令資料にはじまり下院図書館所蔵資料等の検索を可能とするものである。このデータベースは、議会図書館部 (Department of the Library)⁽³³⁾ に属するPOLIS班が、データの維持・管理を行い、議会資料に含まれる印刷媒体の索引作成に使用された。なおPOLISは、20年以上、下院図書館が提供する主要なデータベースとして活用されたが、両院の情報システムの統合、議会情報へのアクセスの迅速化等を目的に立ち上げられた議会情報管理サービス (Parliamentary Information Management Services: PIMS) プロジェクトに、2005/06会計年度に統合されている。

POLISの運用開始の翌年 (1981年)、議会に準じた集団 (Associate Parliamentary Group) である議会情報技術委員会 (Parliamentary Information Technology Committee: PITCOM)⁽³⁴⁾ が、上下両院の議員及びコンピュータ、通信、

(30) *op.cit.* (27)

(31) 異なるシステム間でデータをやり取りするための、データ記述方式。XMLで表示することにより、ファイル自体を意味のあるデータの集合としてとらえることが可能で、データの表示、検索、加工等に利用しやすくなる。

(32) POLISについては、以下を参照。Priscilla Jean Baines「英国下院図書館：過去、現在そして未来」『レファレンス』No.638, 2004.3, pp.13,15-16. なお、POLIS稼働当初は、議会オンライン情報システム (Parliamentary Online Information System) と呼ばれていた。

(33) 2008年1月の下院事務局の組織再編の結果、現在図書館部の機能は、情報サービス部 (Department of Information Services) が担っている。

(34) PITCOMは、下院の会派グループリストに含まれる準議会集団。会派グループの規則に従って活動する。運営は、メンバーの年会費による。PITCOMウェブサイト<<http://www.pitcom.org.uk/index.php>>

表2 英国議会の情報化に関する主要な出来事

1980.10	議会オンライン情報システム (Parliamentary On-line Information System: POLIS) の運用開始。POLISは、下院図書館の職員によって維持・更新されるデータベースで、両院議員や議会関係者が利用対象となる。
1981.1	議会情報技術委員会 (Parliamentary Information Technology Committee: PITCOM) が議会とIT産業の橋渡し役として設置される。
1985	上院にテレビカメラが試験的に導入される。翌年から本格実施
1989.11	下院の議事が試験的にテレビ放映される。翌年から本格実施
1994	Anne Campbell (労働党) が自らのウェブサイトを持つ初めての議員となる。
1995-6	下院警務局 (Serjeant at Arms Department) が議会のITネットワーク化開発の責任者となる。議会通信部 (Parliamentary Communications Directorate: PCD) が、院内の情報システムの運用、管理を行うため、設置される。
1996	議会は、会議録 (ハンサード) を含む統一的なウェブサイトを立ち上げる。議会の電子メール・アドレスが利用できるようになり、1996年末までに50名の議員がアドレスを所有する。
1997.5	政党が選挙キャンペーンにウェブを利用した最初の総選挙が行われる。
1998.12	下院情報委員会、ICTの管理運営に対する議会の細分化されたアプローチに異議を唱える報告書*を作成する。 * <i>The Supply of Members' Information Technology Equipment, Software and Associated Services</i> , 18 December 1998, HC76 1998-99
1998	全政党インターネットグループ (All Party Parliamentary Internet Group: APIG) が、ニューメディア産業と議会関係者との間の議論を促進するため、設立される。APIGは、両院の議員をメンバーとする団体
1998	下院議員の1/3近くに当たる約200名の議員がウェストミンスターの事務所にパソコンを設置し、うち60名はウェブサイトを持つ。
1999.7	下院の管理運営に関する提言をまとめたBraithwaite Review*の刊行 * <i>House of Commons Commission Review of Management and Services</i> , 23 July 1999, HC745 1998-99.
1999	下院の行政管理特別委員会による第1回オンライン審議フォーラム試行 (ハンサード協会支援)。議員に双方向のオンライン・ツールに親しんでもらい、一般の利用者の興味やニーズを促すのが目的
1999	学校や青少年向けのウェブサイト「Explore Parliament」が立ち上げられた (2003年8月にはデザインを変更)。
2000.1	両院の議会スタッフから構成される「国民のための情報グループ」(Group on Information for the Public:GIP) が設置される。
2000.11	下院情報委員会は、議会にICT設備の調整を促す第2報告*を作成 * <i>Information Technology provision for Members</i> , 30 November 2000, HC758 1999-2000.
2000.11	「2000年情報自由法」(Freedom of Information Act 2000) 制定。全面施行は、2005年1月
2001.10	下院委員会は、「2001-2006下院の管理運営のための戦略プラン概要」(Outline Strategic Plan for the House of Commons Administration 2001-2006) を採択。主要な任務として、情報の提供と国民へのアクセスを掲げ、議会の活動に関する国民の理解と知識を改善し、議会へのアクセスを高めることを目標とした。
2001	議会内の部局間で、情報を効率的に共有できるように情報の標準化と設計を担当する情報設計支援ユニット (Information Architecture and Support Unit) が、両院共同で設置される。
2002.1	議会で最初のウェブキャスト開始 (試行)。2003年10月から本格運用
2002.7	下院情報委員会は、議会がICTを活用する際の原則を掲げた新たな報告書*を作成する (PITCOMの議員に対する調査を素材とした)。 * <i>Digital technology: Working for Parliament and the Public</i> , 15 July 2002, HC1065 2001-2002.
2002.7	議会のウェブサイトがバージョンアップして再開される。
2003.1	Richard Allan (自由民主党) が下院議員ではじめてブログを開設する。
2003.7	通信法 (Communications Act) 成立
2003	下院議員の2/3にあたる約430名の下院議員が議会の電子メール・アドレスを所有、280名がウェブサイトを所有する。

2003	電子民主主義 (eDemocracy) に関するAPPG (All-Party Parliamentary Group) 設立。APPGは、特定のテーマに関心を持つ非公式な議員のグループ
2004.5	議会情報管理サービス (Parliamentary Information Management Services: PIMS) の技術的インフラが稼働する。
2004.6	下院現代化特別委員会が、民主的参加の文脈におけるICT利用の必要性を明らかにした報告*を作成 * <i>Connecting Parliament with the Public</i> , 16 June 2004, HC368 2003-04
2004.6	両院事務総長は、Michael Cummins (守衛官長) のレビューを受けて、単一組織としての議会ICT設立の決定を発表する (後のParliamentary ICT Service: PICT)。
2004	ハンサード協会は、一つのポータルサイトの下で議会委員会がオンラインで協議ができるTellParliamentネットを立ち上げる。
2005.5	ブットナム委員会報告 (Puttnam Commission report) *が刊行され、議会は、通信戦略 (インターネットの適用も含む) の策定及び共同のウェブサイト再開発を要請される。 * <i>Members Only? Parliament in the Public Eye</i> , Hansard Society Commission (Lord Puttnam), 2005.
2005.7	下院情報委員会は、他の4つの院内委員会とともに、管理委員会 (Administration Committee) に統合される。
2005.7	下院委員会は、新たな「5か年計画概略」(Outline Strategic Plan for the House of Commons Administration 2006-2011) を採択。この中で、情報とアクセスの提供を通じて、議会の活動と役割に関する国民の知識と理解を促進することが主要な目的として掲げられ、効果的な技術開発による情報管理が求められる。
2005.9	議会は、両院共同でICT戦略の調整を担当する部署 (PICT) の部長にJoan Millerを任命する (発足は、2006年1月)。
2006.4	国防特別委員会は、ハンサード協会からの支援を受け、オンラインフォーラムを運営する。
2006.9	内務特別委員会は、ハンサード協会と共同で、委員会の調査を補佐するために試験的に携帯電話技術を使用する (Citizen Calling project)。この試行の一部として、委員長のJohn Denham (労働党) が出席者に質問しているビデオクリップが記録され、Denham委員長は、YouTubeに現れた最初の議員となる。
2007.4	下院議員1人当たり年間10,000ポンドの通信手当 (Communications Allowance) が支給される。議会に関する人々の理解を促進するため、多様なメディアを通じて選挙区と接触する議員の活動を援助することが目的
2007.6	下院委員会報告書 (委員長: Sir Kevin Tebbit) 刊行*。国民との関係強化においてインターネットが重要であることを強調し、伝統的なマスコミへの依存から、より洗練された参加型社会メディア・モデルへの移行を提案する。 * <i>House of Commons Commission, Review of Management and Services of the House of Commons, Report by Sir Kevin Tebbit, KCB, CMG</i> , 25 June 2007, HC685.
2007.6	下院現代化特別委員会は、議員が院内において手持ちサイズのICT機器を使うことを許可するよう提言する。
2007.7	全政党通信グループ (All Party Parliamentary Communications Group) が、通信に関するAPPG、AP Mobile Group、インターネットに関するAPPGの間の合同により設立される。
2007.10	ウェブサイトに、「Virtual tours for Parliament」のページが立ち上げられる。
2007	520名の下院議員、7名の上院議員がウェブサイトを保有し、39名の下院議員、1名の上院議員がブログを開設する。
2008.1	下院事務局の組織再編
2008.4	PICTが、「議会 (合同部局) 法」(Parliament (Joint Departments) Act 2007) 施行により、両院で初めての合同部として正式に設置される。
2008.10	青少年や学校向けのウェブサイト「Education Service」が新たに立ち上げられ、従来のサイト「Explore Parliament」は2008年末で閉じられる。

(注) *は、資料名を表す。わかる範囲で、月を付記した。

(出典) *Parliament for the Future: Forecasting the form of a digitally-enabled Parliament*, Hansard Society Report, August 2007, pp.3-4を基本とし、その他、Ross Ferguson, "Convergent Evolution: The Development of Online Engagement in Westminster and Whitehall Through the Use of Online Forums," *Parliamentary Affairs*, vol.61, No.1, 2008, pp.216-225.; Stephen Coleman, "New Media and Parliamentary Democracy," Philip Giddings ed., *The Future of Parliament: Issues for a new century*, New York: Macmillan, 2005, pp.242-253, 下院委員会の各年次報告書等の、英国議会資料などをもとに筆者作成。

情報産業のメンバーによって創設された。その目的は、①ICTの発展と政策の社会・経済的影響に対する両院議員の認識を促進すること、②産業界と協議しながら、情報とコンピュータ技術分野における現在及び将来の課題を分析すること、③議会とIT産業との間の相互の関心事に関する情報・意見の非公式かつ非公開の会合を持つこと、であった。PITCOMは現在も活動しているが、議会の電子化に関わる大きな動きは、1990年代に実を結ぶことになった。

1990年代は、英国議会の電子化が大きく進展した時期であった。1995/96会計年度には、下院警務局 (Department of the Serjeant at Arms) が通信、IT関係の職務を担うことになり、議会通信部 (Parliamentary Communications Directorate: PCD) が、院内の情報システムの運用、管理を行うため設置された。PCDは、議会のデータ、ビデオ・ネットワーク、電話等を含む、下院の通信システムの管理、開発、運用に責任を有する。PCDの運営や組織については、後に議会全体のICT関連の活動の一部として検討されることになる。

1996年には、会議録のデータを含む議会のウェブサイトが立ち上げられ、翌1997年の総選挙は、政党が初めてインターネットを使った選挙となった。この総選挙で保守党から18年ぶりに政権を奪回した労働党のブレア政権は、政権発足後、議会の現代化 (modernisation) に向けて、下院に現代化特別委員会 (Select Committee on

Modernisation of the House of Commons: 以下「現代化委員会」とする。) ⁽³⁵⁾ を設置した。委員会では、議会運営に関わる様々なテーマ (公法案の継続審議、議会の会期・開会時間、議場での行為等) を設定し、議員や事務局職員、有識者等を招いて質疑を行った上で、最終的には提言を取りまとめ報告書を完成させた。報告書は、通常下院本会議で討論され、承認するか否かの表決が行われることになる。ICTを利用した議会の国民に対する情報発信については、後にこの現代化委員会を舞台に検討されることになった (後述)。

ブレア政権発足後の1990年代後半には、議会におけるICT利用の動きが加速した。1998年までに、下院議員の約1/3を占める200名の議員が議事堂のあるウェストミンスター事務所にコンピュータを設置し、うち60名はウェブサイトを所有していた ⁽³⁶⁾。この頃から議員や議会スタッフの間で、議会のICT戦略が、議会外部の発展についていけず、議会が情報を発信し、国民参加を可能とする責任を果たしていないとの認識が高まってきた。このような状況を背景に、ブレイスウェイト氏 (Michael Braithwaite) ⁽³⁷⁾ を委員長とする委員会において、下院の管理運営とサービスのあり方についてレビューが行われ、1999年7月に報告書が下院委員会 (House of Commons Commission) ⁽³⁸⁾ に提出された。この報告書は、委員長の名をとって「ブレイスウェイト・レビュー」⁽³⁹⁾ と呼ばれる。報告書の

⁽³⁵⁾ 1997年の総選挙直後に下院に設置された特別委員会。議院の手続きや慣習の現代化に向けて議論を行い、その成果は報告書として公表されている。現代化委員会の活動については、次の論文を参照。吉田早樹人「英国下院の現代化 (modernisation) について」『議会政治研究』No.82, 2007.6, pp.61-82.

⁽³⁶⁾ *Parliament for the Future: Forecasting the form of a digitally-enabled Parliament*, Hansard Society Report, August 2007, p.6.

⁽³⁷⁾ 監査法人デロイト・トウーシュ社の前共同経営者

⁽³⁸⁾ 1978年下院 (管理) 法 (House of Commons (Administration) Act 1978) によって設立。下院議長、与野党の院内総務、二大政党の長老議員、少数政党の議員で構成。下院の管理運営を担う最高機関である。下院事務局の組織、機能等については、次の資料を参照。House of Commons Information Office, "The House of Commons Administration," Factsheet G15, Jan. 2005. <<http://www.parliament.uk/documents/upload/g15.pdf>>; 吉田早樹人「英国・下院事務局の管理運営」『議会政治研究』No.77, 2005.3, pp.80-89.

⁽³⁹⁾ *Review of Management and Services: Report to the House of Commons Commission*, 1999, HC745.

中では、下院の管理運営の最高責任者としての下院委員会の戦略的役割を強調した上で、財政サービス委員会 (Finance and Services Committee)⁽⁴⁰⁾ や院内委員会 (Domestic Select Committees)⁽⁴¹⁾ の活動等についてコメントしている。また、下院の運営・サービスについて、戦略プランの作成を要請しているが、この提言は、後に述べる5か年の戦略プランにつながっていく。情報技術 (IT) については、IT関連支出の増大、下院各部署で分散的に行われている情報化の現状を踏まえて、PCDによるインフラと規格の統制、コストパフォーマンスの効果的な測定、ITサービスの戦略プランを下院のサービス全体とつなげること等が挙げられ⁽⁴²⁾、これらの課題は、その後の下院の組織改革に反映されることになった。

2 近年のICTをめぐる改革動向

21世紀を迎えると、英国議会におけるICT利用の動きも加速してきた。前述の下院委員会は、従来から下院の管理運営の責任者として、訪問施設や議会のウェブサイトの充実等の改革を進めており、議会の情報発信とICTの利用については、下院委員会が重要な役割を担っていると言える。2001年以降は、下院の現代化委員会をはじめとする各種委員会、その他民間団体からも、議会に対する国民の理解を促進し、国民と

議会をつなげるための改革提案が出されており、それらが議会の情報発信の強化を後押しする役割を担っている。以下では、主要な改革提言とその成果を、国民への情報発信サービスの充実強化に焦点を当てて紹介する。

(1) 下院委員会の戦略プラン2001-2006

前述の「ブレイスウェイト・レビュー」を受けて、2001年10月、下院委員会は、「2001年から2006年までの下院の管理運営のための戦略プラン概要」⁽⁴³⁾ を採択した。この中で、下院のサービスの核となる4つの任務の1つに、国民への情報提供とアクセスが挙げられている。具体的な目的としては、①議院の活動に関する国民の知識と理解を改善し、アクセシビリティを高めること、②統一的で首尾一貫したシームレスな、そして多様な利用者により必要な時は容易にアクセスできる情報インフラを維持・発展することによって、議院のすべてのレベルの活動を支援することが述べられている。

2002年7月、下院情報委員会 (House of Commons Information Committee)⁽⁴⁴⁾ は、「デジタル技術：議会と国民のための活動」と題する報告書⁽⁴⁵⁾ を公表した。委員会は、IT専門家からの意見聴取、カナダ下院議員とのビデオ会議、スコットランド議会の訪問等を実施し、議会がICTを利用する際の一連の原則を掲げた。具体

(40) 下院の管理運営に関する特別委員会の1つで、1992年設置された。委員長は、下院委員会のメンバーから任命される。下院の管理運営予算の見積もりについて下院委員会に助言したり、運営幹部会、院内委員会からの財政的提言について下院委員会に助言を行う等の任務を担っている。

(41) 5つの院内委員会があり、各所管事項に関する議員サービスに対応し、その要望を踏まえて下院委員会に助言、勧告を行う。各委員長は、財政サービス委員会の構成員となる。

(42) 'Information Technology,' <<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm199899/cmselect/cmhccom/745/part08.htm#8h>>

(43) "An outline strategic plan for the House of Commons Administration 2001-2006," *Twenty-fourth Annual Report of the House of Commons Commission: Financial Year 2001/02*, London: The Stationary Office, 2002, pp.9-10.

(44) 下院の管理運営事務に助言、監視等を行うため1991年から2005年まで置かれた5つの院内委員会の1つ。2005年7月に、5つの院内委員会はすべて管理委員会 (Administration Committee) に取って代わられた。<http://www.parliament.uk/parliamentary_committees/admin.cfm>

(45) House of Commons Information Committee, *Digital Technology: Working for Parliament and the Public, First Report of Session 2001-02*, HC1065.

的には、①議員や委員会への市民のアクセシビリティを高めること、②議会のあらゆる側面において、議員やそのスタッフ、議会スタッフの専門性を拡充すること、③政治や議会のプロセスから伝統的に除外された人々を含め、議会活動における市民参加を拡充すること、④議会が公開性の価値を認識し、ICTにより、市民が議事録等にできるだけアクセスできるようにすること、⑤英国内外の議会、政府によるICT利用のよい実践例を共有、発展させ、他の機関と協力していくこと、である。議会へのアクセスや透明性を高めるため、ICTの活用を提言した下院情報委員会の報告書は、現代化委員会の支持を得て2002年9月に公表された同委員会の報告書「改革プログラム」⁽⁴⁶⁾に取り上げられた。国民と議会を結び付け、よりアクセスしやすい議会を目指すことは、現代化委員会の主たる検討事項となり、2004年には「議会を国民とつなぐ」と題する報告書⁽⁴⁷⁾がまとめられた。

この時期、議会の国民に対する情報発信との関連で注目されるのは、2000年11月に制定された「2000年情報自由法」(Freedom of Information Act 2000)である⁽⁴⁸⁾。2005年1月に全規定が施行されたこの法律は、政府、議会、地方自治体等、英国の公的機関が保有する記録情報に対して、法的な情報開示請求権を創設することにより、国民が公的機関から情報を取得することを可能にしたものである。2005年の完全施行まで

は、段階的施行にとどまることになっていたが、英国議会では2002年から、完全施行に向けた準備を行っていた。この過程で、下院は公開計画(publication scheme)を策定し、2002年7月には、情報コミッショナーの承認を得た⁽⁴⁹⁾。当初は刊行されたものが中心であったが、しだいに財政報告やビジネスプラン等管理運営分野にまで計画が及び、2002年12月に下院議長は、2004年末から当該会計年度に議員に支払われた手当全額を刊行するという決定を発表した。これらの詳細は、公開計画に追加され、現在ではウェブサイトを通じて入手することが可能となっている。また情報自由法の施行は、従来30年経過しないと見られなかった議会文書館(Parliamentary Archives)が所蔵する多くの記録へのアクセスを促進している⁽⁵⁰⁾。

(2) ウェブサイトの更新とウェブキャストの試行

2002年は、議会内の情報戦略をめぐる改革提言ばかりでなく、ICTを活用した国民と議会をつなぐ具体的な成果も見られた年であった。ウェブサイトの大幅な更新と、インターネットを通じての動画配信(webcast)の試行である⁽⁵¹⁾。前述の下院委員会の戦略プラン(2001-2006)で示されていた「国民への情報提供とアクセス」を実現する指標の1つが、ウェブサイトへのアクセス数増大である。この目標を達成するため、

(46) Select Committee on Modernisation of the House of Commons, *Modernisation of the House of Commons: A Reform Programme, Second Report of Session 2001-02*, HC1168-I, pp.10-11.

(47) Select Committee on Modernisation of the House of Commons, *Connecting Parliament with the Public, First Report of Session 2003-04*, HC 368.

(48) 次の解説資料がある。田中嘉彦「英国における情報公開—2000年情報自由法の制定とその意義—」『外国の立法』No.216, 2003.5, pp.1-25; (財)自治体国際化協会「英国の情報開示と保護—情報自由法とデータ保護法を中心として—」『CLAIR REPORT』No.283, 2006.6.15.

(49) 公開計画とは、公的機関が国民に対して、情報自由法の仕組みやアクセスできる情報について説明するもので、情報コミッショナーの承認を必要とする。情報コミッショナーは、政府から独立した情報自由法の監督機関。

(50) *Twenty-fifth report of the House of Commons Commission: Financial Year 2002/03*, London: The Stationary Office, 2003, HC806, pp.35-36, 43-44.

(51) *ibid.*, pp.37-38.

2002年7月に、ウェブサイトの大幅な改修が実施された。改修前のサイトも包括的かつ詳細な情報資源であったが、どちらかといえば専門家のニーズに合わせたものであったため、改修後は、下院委員会や下院の管理運営も含め、ホームページから、会議録、提出法案、特別委員会等に直接リンクを張って、利用者に使いやすいものとした。具体的には、現代的で魅力的なデザイン、拡張検索が可能なサーチエンジン、ナビゲーションの改善が大きな変更点であった。また、新たに搭載された有益な情報としては、議員の詳細な履歴やウェブサイトのアドレス等を掲載したダイレクトリー、政府の活動を精査する特別委員会の活動、権限、メンバー等の詳細情報、前述の情報自由法に基づく公開計画、改善されたサイトマップと索引、FAQ等がある。改修後のサイトについては、英国ウェブデザイン・マーケティング協会 (British Web Design and Marketing Association) が他の諸国の政府サイトと比較した論文の中で、自分たちが見てきた中で最も公開度の高い、インターネット技術の適用例として取り上げている⁽⁵²⁾。

一方、インターネットを通じた映像の提供は、前述の下院情報委員会がスコットランド議会による包括的なウェブキャスト・サービスに刺激され、その報告書の中で、パイロット・プロジェクトの実施を強く支援していたものである⁽⁵³⁾。ウェブキャストの試行は、2002年1月から上下両院合同のプロジェクトとして立ち上げられた。両院の本会議、常任・特別委員会等の映像を、インターネットを通じて配信するものであるが、最初の1年間だけで20万件のアク

セスがあり、イラク戦争の前には、同時にログオンした人々が600人に及んだとのことである⁽⁵⁴⁾。この試行の間、専門のコンサルタントが試行実績を分析・評価し報告書を提出したが、その提言は放送・情報特別委員会を含む関係部署で検討され、2003年7月に下院委員会が試行を本格実施とすることに合意した。ウェブキャスト・サービスは、同年10月26日から正式に開始されている。

(3) 「下院現代化特別委員会報告書2004」

2004年6月に刊行された現代化委員会報告書「議会を国民とつなぐ」は、近年の国民の政治不信、政治参加の低下という状況が、国民が情報を十分に与えられていないことに起因するとして、国民代表機関である議会自らが国民とつながることが、政治過程に対する国民のシニシズムに取り組む1つの方法であるとの認識に基づいてまとめられた⁽⁵⁵⁾。この考え方は、前述の下院委員会の戦略プラン (2001-2006) でも示されていたところであるが⁽⁵⁶⁾、2004年の現代化委員会の報告書は、それらを総括した上で、その後に出された議会の管理運営、サービスの改善に関する報告書につながる重要なものと位置づけられる。

同報告書の中では、議会と国民及びメディアとの関係を改善する提言が行われ、国民への議会情報の提供、議会施設への参観、国民の請願等が取り上げられた。とりわけ、将来の有権者となる青少年に対するサービスについては1章を割いて、議会訪問や模擬議会、青少年向けウェブサイトの充実等、様々な角度から提言を行

⁽⁵²⁾ *ibid.*, p.38.

⁽⁵³⁾ *op.cit.*⁽⁴⁵⁾, p.11.

⁽⁵⁴⁾ *op.cit.*⁽⁵⁰⁾, p.38.

⁽⁵⁵⁾ *op.cit.*⁽⁴⁷⁾, pp.9-11.

⁽⁵⁶⁾ *op.cit.*⁽⁴³⁾, p.10.

⁽⁵⁷⁾ 英国議会の青少年に対する教育サービスについては、以下の論文を参照。拙稿「青少年の政治教育と議会の関与—英国の事例を中心に」『総合調査報告書 青少年をめぐる諸問題』(調査資料2008-4) 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2009, pp.33-47.

っている⁽⁵⁷⁾。ICTを利用した議会情報の発信については、ウェブサイトのさらなる改良（青少年向けも含む）、オンライン協議の活用による広範な世論への配慮⁽⁵⁸⁾、立法活動を行っている特別委員会や両院合同委員会が、より定期的にオンライン協議を実施すること等が強調されている。

報告書の作成に当たって、現代化委員会は、ハンサード協会（Hansard Society）⁽⁵⁹⁾に、市民との間のオンライン協議を委託した⁽⁶⁰⁾。議事堂が訪問者にとって親しみやすい場所となるにはどうしたらよいか、議会に関する情報に容易にアクセスするにはどうしたらよいか、そして議会が一般の人々の関心を適切に反映しているか等の質問を用意し、ネット上で意見を求めたのである。さらに、報告書作成の過程では、議会スタッフや外部有識者との非公式協議、すべての議員に対する質問票の送付等を行ったほか、議会外における公開協議等も実施された。報告書は、刊行の翌年の2005年1月26日、下院本会議で討論が行われ、賛成多数で承認された。その際実施すべき3つの領域の1つとしてウェブサイトの強化が取り上げられている。

現代化委員会の報告書を受けて、下院委員会

は、2005年7月18日に「2006年から2011年までの下院の管理運営のための戦略プラン概要」⁽⁶¹⁾を採択した。これは、2001年から2006年までの戦略プランのレビューが、運営幹部会（Board of Management）⁽⁶²⁾の活動や計画に貴重な枠組みを提供したことから、次の5年間についても、同様の戦略プランを立てるべきであるとして策定されたものであった。この戦略プランの中で、下院事務局の主要な活動目的として、①下院及び委員会に対する助言とサービスの提供、②それぞれの議員とそのスタッフに対する助言とサービスの提供、③情報提供とアクセスを容易にすることで、議会の活動と役割に関する国民の知識と理解を促進するサービスの提供、の3つが挙げられている。

同じ時期ハンサード協会は、「議会制民主主義のコミュニケーションに関するハンサード協会委員会」（The Hansard Society Commission on the Communication of Parliamentary Democracy: プットナム卿⁽⁶³⁾が委員長であったところから、通称「プットナム委員会」と呼ばれた。）⁽⁶⁴⁾を設立し、議会と国民との間のコミュニケーションの効率性について検討した。プットナム委員会は、民間の団体とは言え、現役・前職を含め、与野

(58) この提案の背景には、後述のハンサード協会が行ったオンライン協議で、もっとも回答数が多かった「議会は一般国民の関心を適切に反映しているか」という質問項目について、反映していないとの回答が大半を占めたことが影響している。op.cit.(47), p.20.

(59) ハンサード協会は、1944年に議会制度に関する知識と理解の普及を目的として設立された独立・非党派の政治的調査研究・教育機関。議会制民主主義の強化及び市民の政治参加の奨励を目的としている。設立当初のメンバーは、チャーチル及びアトリー元首相で、以後時の首相及び野党党首は公に協会の活動を支援している。下院議長を会長とし、多数の議員や議会制度の研究者がメンバーとなっている。ハンサード協会ウェブサイトを参照。 <http://www.hansardsociety.org.uk/blogs/About_Us/>

(60) オンライン協議の具体的内容は、次のサイトから見るができる。 <<http://www.tellparliament.net/modernisation/>>

(61) The House of Commons Commission: Strategic Plan 2006-2011 (Outline Strategic Plan for the House of Commons Administration 2006-2011) <http://www.parliament.uk/about_commons/house_of_commons_commission_/strategicplan05.cfm>

(62) 事務総長を会長とし、下院事務局を構成する各部の長及び事務局内の委員会部長を構成員とする。下院の実務的な管理運営を実施・監督する主体であり、下院委員会の諮問に回答する役割もある。

(63) David T. Puttnam。労働党の貴族院議員（終身男爵）。著名な映画プロデューサーでもある。

(64) プットナム委員会は、両院の活動を説明・公表する際の、議会の提示方法とメディアの役割を調査研究するため、ハンサード協会によって設立された委員会である。

党4名の下院議員のほか、大学教授、ジャーナリスト等、計18名で構成され、その提言には一定の影響があった。同委員会は、2005年に報告書を刊行したが⁽⁶⁵⁾、議会における情報発信とICT利用に関しては、報告書の中で、議会のウェブサイトの徹底的な改善（双方向で、容易にナビゲートできること等）とICTに関する議会組織の在り方について提案がなされている⁽⁶⁶⁾。前者については、ウェブサイトが、議会に容易にアクセスできるバーチャルなルートであることを国民に理解してもらうことで、多くの国民を議会に参与させることを、後者については、ICTを効率的に管理、運営、発展させるために、通信関係に責任を有する両院合同の委員会を設立すること及びICT戦略は両院の合意によって提案すべきことを挙げている。英国議会では、2006年1月から、下院の1部局としての立場を維持しつつ、両院の議員やスタッフにITサービスを提供する議会情報通信技術部 (Parliamentary ICT: PICT) が設立され、議会におけるICT支援及び開発に従事することになった。PICTは、両院の事務総長の監督下にある、両院が共同で運営する唯一の部として、両院の議員及びスタッフにICTサービスを提供している。

(4) 「テビット・レビュー」

下院事務局の管理運営とサービスのあり方については、2006年から前述の現代化委員会報告書や2005年の戦略プラン等を含む過去の議論に関するレビューが行われ、その成果が2007年6月に報告書『下院の管理運営とサービスに関するレビュー』(以下「テビット・レビュー」とする。)にまとめられた⁽⁶⁷⁾。「テビット・レビュー」は、1999年刊行された「ブレイスウェイト・レビュー」に継ぐ、下院の管理運営に関する第3のレビューといわれるものである⁽⁶⁸⁾。テビット委員長は、報告書の目的が、下院の地位と性格を尊重し、そのサービスの特質を維持することにあると同時に、組織・運営能力を打ち立て、効率性、アカウントビリティ、金額に見合う価値を促進することにあると述べている⁽⁶⁹⁾。

2004年の現代化委員会報告書のタイトルでもある「議会を国民とつなぐ」は、依然として主要な検討項目の1つで、報告書では、議会のウェブサイトとインターネットが、議会と国民の間の結びつきを促進する主要な要素であり、優先的に開発、資金提供を行うべきとしている⁽⁷⁰⁾。また議会の情報発信を支える組織として、「国民のための情報グループ」(Group on Information for the Public: 以下「GIP」とする。)⁽⁷¹⁾

(65) *Members Only? Parliament in the Public Eye*, Hansard Society Commission (Lord Puttnam), 2005. 以下の記述は、次の資料による。"The Puttnam (Hansard Society) Commission: *Members Only? Parliament in the Public Eye*," Standard Note: SN/PC/4106, 18 December 2006. <<http://www.parliament.uk/commons/lib/research/notes/snpc-04106.pdf>>

(66) *ibid.* (SN/PC/4106), pp.22-23.

(67) この検討に当たり、ブレア政権下で国防事務次官であったケビン・テビットを委員長とするレビュー班が立ち上げられた。そのため、この報告書は、通称『テビット・レビュー』と呼ばれる。House of Commons Commission, *Review of Management and Services of the House of Commons*, Report by Sir Kevin Tebbit, KCB, CMG, 25 June 2007, HC685.

(68) 本稿では触れなかったが、1990年に通称「イブズ・レビュー」と呼ばれる下院の管理運営に関する報告書が刊行されている。Report on House of Commons Services by a team led by Sir Robin Ibbs, HC38, 1990-91.

(69) *op. cit.*⁽⁶⁷⁾, p.3.

(70) *ibid.*, para.196.

(71) 議会の活動に関する国民の理解、知識を促進するため2000年1月に設立された両院の議会スタッフによる組織。下院図書館長を議長として、国民への情報発信に関する計画、開発、レビュー、調整等を行っている。The House of Commons Commission, *Twenty-fourth Annual Report 2001-02*, London: The Stationary Office, 2002, HC1002, pp.24, 29.; "House of Commons: providing information and access for the public," Standard Note: SN/PC/3359, 9 March 2009. <<http://www.parliament.uk/commons/lib/research/briefings/snpc-03359.pdf>>

が、議会の国民に対する情報発信分野の政策や計画に責任を有する公的な機関としてとどまること、そして情報通信部長⁽⁷²⁾の下で、両院の運営幹部会の委任及び関連分野の予算配分を受ける強力な業務執行上の役割が与えられるべきであるとしている⁽⁷³⁾。下院委員会は、この報告書をもとに検討を行い、2007年12月にテビット・レビューに対する回答⁽⁷⁴⁾を公表した。この中で、ウェブサイトのさらなる改善とそのため資金提供が合意され、GIPの役割についても、原則了承された。レビューで提案された下院事務局の再編の結果、GIPの計画の主要部分は新しい情報サービス部 (Department of Information Services) が担うこととなり、計画実施に当たって、より大きな執行力と予算コントロールの権限が新しい情報サービス部長に与えられることが期待されている。将来的には、GIPが議会の情報発信分野における政策と計画の発展について、情報サービス部長に助言する役割を担う見込みである。下院事務局の大規模な組織再編は、2008年1月に実施された。

(5) 議会の情報発信—最近の動向

英国議会における国民と議会を結ぶ試みが、現在どのような状況にあるのか、簡単に触れておきたい。議会のウェブサイトは、2002年の大幅な更新以降も改修が続けられ、2005年4月には、サイトの主要なデザイン変更を目的として、ウェブ開発プロジェクトが発足した。翌2006年には、ホームページのデザインとナビゲーション構造が新しくなり、ウェブサイトの主要な情報へアクセスする新たな4つのルート「議会に

ついて」、「議員とスタッフ」、「ビジネス」、「刊行物」が導入された。現在議会のウェブサイトは、開会時には1日5回、それ以外の時期にも1日1回は更新されており、下院のサイトだけで9,000ページを超え、リンク先の刊行物を含めると100万ページ以上にのぼる⁽⁷⁵⁾。デザインの変更以来、ウェブサイトへのアクセスは確実に増加している (表3を参照)。

ちなみに、ウェブサイトに関する2007/08会計年度の拡充部分としては、議員の履歴、特別委員会ページの改修、検索の精度を22%から88%に増やす新たな検索エンジンの導入、電子メールのアラート機能、議会の概要を記した「About Parliament」ページのウェールズ語、ゲール語への翻訳、各法案のページ (法案の進捗を示す視覚的ガイド、将来の審議予定日、法案の要約等を含む) 作成等が挙げられている⁽⁷⁶⁾。また、青少年や学校向けに議会を紹介したウェブサイト「Explore Parliament」⁽⁷⁷⁾は、議会の主要なウェブサイトの1つとして、これまでも議会と青少年を結ぶ重要な役割を果たしてきたが、2008年10月に新たなウェブサイト「Education Service」が立ち上げられたため、2008年末で閉鎖されている。

一方、ウェブキャストも近年大きな進展を見せている。現在は公開されている両院の審議を同時に18までライブで利用することができる。そのうち本会議での討論、ウェストミンスター・ホールでの討論 (Westminster Hall Debate) 及び1度に4つの委員会までは音声と映像により、他の公開されている委員会の討論は音声のみで、公開されている。2006年10月には、音声

(72) この報告書では下院事務局の組織再編も提案しており、情報通信部長 (Director of Information and Communications) は、具体的な職名を指すというより、新たな情報通信分野の責任者と考えられる。

(73) *op.cit.*(67), para.202.

(74) House of Commons Commission, *Response to Sir Kevin Tebbit's Review of the Management and Services of the House of Commons*, December 2007, HC193.

(75) *op.cit.*(71), p.9.

(76) *ibid.*, pp.9-10.

(77) 1999年に立ち上げられ、2003年8月デザインが変更された。*ibid.*, p.4.

のみの提供となっている委員会の部屋にウェブカメラを設置して画像の閲覧を試行的に実施したところ好評であったため、2007/08会計年度から、8つの委員会室にウェブカメラが取り付けられ、映像と音声の両方で、委員会の状況が閲覧できるようになった。これらの記録は4週間後にはアーカイブに移され、その後1年間はオンデマンドで利用できる。さらに、2007年10月からは、双方向のバーチャル・ツアーが立ち上げられた。両院の議場ばかりでなく、上院の図書館、議会が所有する美術品、ビッグベン、議会内の展示会等様々な映像が提供され、各ポイントで「hotspot」をクリックすると、詳細な解説を読むことができるようになっている。

議会の刊行物も、議会を国民に近づける重要な媒体であるが、今日ではその多くが、紙媒体だけでなく、ウェブサイトを通じて提供されるようになった。特に下院議会図書館が、議員向けに作成しているリサーチ・ペーパー (Research Papers) 及びスタンダード・ノート (Standard Notes)⁽⁷⁸⁾ のうち、後者は長くイントラネットでのみ提供されてきたが、一部、議会関係のトピックに関するものについては、2004年からインターネットを通じて公開されるようになった⁽⁷⁹⁾。現在では、リサーチ・ペーパーと同様、インターネットで提供されている。

最後に、発信すべき情報の保存について、簡単に触れておきたい⁽⁸⁰⁾。2007/08会計年度に、議会文書館は、将来利用が予想される議会のデジタル資料保存戦略を策定した。文書館や議会図書館、PICTを含む作業グループから、2007年6月に報告が出され、外部コンサルタントによる検査、報告ののち、2008年3月に両院の情報サービス部長に、2013年までの戦略とロードマップが提出されている。それとは別に、両院の図書館が関与している、議会の会議録のデジタル化プロジェクトが進行中である。対象は、1803年から最新の総選挙が行われた2005年までの会議録で、2007/08会計年度内に実質的に終了している。全体で約275万ページがデジタル化され、間もなく常任委員会の会議録のデジタル化が始まる予定である。これらデジタル化された資料を一般に公開するため、2007年末にウェブサイトが立ち上げられており、今後順次レコードが追加されていく見込みである。

おわりに

英国と同様、我が国でも、国会改革の一連の議論の中で、国会の情報発信が論点のひとつになっていた⁽⁸¹⁾。平成2 (1990) 年6月には、衆議院議会制度協議会において、当時の野党か

表3 英国議会のウェブサイトのリクエスト数

(単位：100万)

会計年度	2001/02	2002/03	2003/04	2004/05	2005/06	2006/07	2007/08
リクエスト数	7.0	14.6	24.5	29.4	32.2	33.5	49.1

(出典)『下院委員会報告書』各年次の統計データをもとに筆者作成

(78) リサーチ・ペーパーは、主要な国政課題や政府提出法案等に関する議員やスタッフ向けの調査報告で印刷物と電子媒体の両方で提供、スタンダード・ノートは、特に議員からの依頼の多いテーマについて、簡潔に解説した資料で電子媒体のみ。Baines 前掲注⁽⁸²⁾, p.17.

(79) *Twenty-sixth report of the House of Commons Commission: Financial Year 2003/04*, London: The Stationary Office, 2004, HC791, p.22.

(80) 以下の記述は、次の資料による。*Thirtieth report of the House of Commons Commission: Financial Year 2007/08*, London: The Stationary Office, 2008, HC710, pp.75-76.

(81) 武田美智代・山本真生子「主な国会改革提言とその論点」『レファレンス』No.670, 2006.11, pp.103-105.

ら、国会情報センターの設置（公明党・民社党）、国会資料・広報センターの設立（社会党）等が提案されている⁽⁸²⁾。リクルート事件を発端に国民の間に政治不信が広がっていた当時、いずれも開かれた国会の実現、国会の情報公開の徹底を図ることで、国会に対する国民の信頼を回復することが目的であった。翌平成3（1991）年から、衆参両院事務局と国立国会図書館の間で、国会会議録のフルテキスト・データベースの構築が検討され、平成13（2001）年からインターネットを通じて一般に公開、現在では、第1回国会以降の本会議及び委員会の会議録を見ることができる。また平成18（2006）年には、国立国会図書館が、帝国議会会議録検索システムをホームページで立ち上げ、ネット上で、第52回帝国議会（昭和元年12月）以降の会議録の画像を見ることが可能となっている（平成21年3月現在）。議会制度開設以降の会議録すべてを、インターネットを通じて見る日も遠くない状況である。さらに、衆参両院とも、平成11（1999）年から、インターネット審議中継を本格実施している。

このように見てくると、我が国の国会におけるICTを活用した情報発信は、英国議会のICT利用の歴史にも共通する部分はあるが、発信する情報の内容については、相違がみられる⁽⁸³⁾。英国議会が、近年ウェブサイトの拡充を通じて、

議員や委員会のみならず、一般国民への情報発信に努めているのに比較すると、我が国ではまだ印刷媒体の資料が一般的であり、国民にとって利用しやすい状況は今後の課題となっている。また英国議会が近年力を入れている、青少年に対する教育サービスの一環としての情報発信については、政治に対する無関心、投票率の低下等が問題となっている我が国にとっても、参考となる事例となろう⁽⁸⁴⁾。

議会におけるICTの利用、とりわけインターネットの進展は、議会制民主主義の在り方を大きく変えようとしている。議会制度や立法過程に関する多くの情報は、インターネットを通じて提供されるようになり、議会の透明性を高める上で、インターネットが、他の通信技術と比べ、より重要で効率的なものであることを示している。議会のウェブサイトは、すでに議会のバーチャルな顔になっているとも言える。今後、議会が国民代表機関としての役割を十全に果たしていくため、議会の情報発信は、インターネットの双方向性を活かし、一方的な情報伝達ではなく、発信した情報に対する国民のメッセージを踏まえたものとしていくことが重要になると思われる。ICTを利用した議会の情報発信も、新たな段階を迎えつつあると言えるのではないだろうか。

（たけだ みちよ）

（本稿は、筆者が総合調査室在職中に執筆したものである。）

(82) 衆議院・参議院編『議会制度百年史 議会制度編』1990, pp.229-231.

(83) 我が国国会と英国議会が発信する情報の内容について、次の資料を参照。大山礼子「国会情報」浦田一郎・只野雅人編『議会の役割と憲法原理』信山社, 2008, pp.143-161.

(84) 我が国の取り組みについては、次の資料を参照。拙稿 前掲注(57), pp.44-46.